

成猫の夜間展示について

1 経緯

- (1) 平成17年の改正動物愛護管理法の施行状況を検討するため、中央環境審議会動物愛護部会の下に動物愛護管理のあり方検討小委員会（H22.8～H23.12）を設置した。

小委員会から、動物の生態・生理（昼行性等）を配慮し、特に犬や猫の幼齢個体については深夜展示による休息時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等によるストレスを考慮して規制する必要があるとあり、社会通念や国民の動物に対する愛情感情への侵害を考慮すると20時以降の生体展示は禁止すべきである旨の報告を受け、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」及び「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」の一部の改正により、販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間（午後8時から午前8時までの間をいう。）に、犬又は猫の展示を行うことの禁止、夜間に飼養施設へ顧客や見学者が立ち入らないようにすること等が規定された（平成24年1月20日公布、平成24年6月1日施行）。

- (2) この夜間展示規制に対し、猫が自由に移動できる状態で屋内展示を行う事業者（いわゆる「猫カフェ」）より、

- ① 仕事帰りの利用客が多く、夜間の展示が禁止された場合、営業に著しい支障が生じる。
- ② 午後8時以降「カフェ」として営業するため、猫をケージ等に入れた場合、猫が活発に活動する時間帯に狭い場所に閉じ込めることになり、逆に猫のストレスが増加する。

等の理由から、当該事業者を夜間展示規制の対象から除外すべきとの意見が出されたことから、平成24年4月16日に動物愛護部会（第29回）において、猫カフェ業界からヒアリングを行い、成猫（1歳以上の猫をいう。）の夜間展示規制について審議を行った。

(参考1) 部会における主な意見

- ・当初、夜間展示規制の話は、子犬・子猫の深夜販売を規制しようということではあったが、猫カフェについては審議が十分でなかったと感じる。
- ・猫カフェについての情報が少なく、現時点で結論を出すのは難しい。
- ・猫カフェだけでなく、犬カフェやサーカスでの犬の曲芸、あるいはテレビ等でのタレント犬の撮影等も絡んでくるのではないかと。
- ・営業時間に関しては、あまり夜遅くまでやるというのは、成犬・成猫であっても芳しいことではない。その業界の中で自主規制のラインを作る必要があるのでは。
- ・経過措置の中で、業界として猫にストレスのかからないような飼育基準や、猫が高齢になったときの飼養管理をどうするのか等を自主的に検討して決めていくことが必要。

審議の結果、経過措置（平成26年5月31日までの間、成猫について、午後8時から午後10時を適用除外）を設け、その間に、その状況や影響を把握し、夜間展示規制の必要性を検証することとされた。

(3) その後、平成24年4月23日～5月7日に当該経過措置案についてパブリックコメントを実施した。

(参考2) パブリックコメントの主な意見 (全体：約1,700件)

主な意見概要	回答概要
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間展示規制に例外を設けるべきでない。販売業者の抜け道になるのでは。 ・たとえ猫が自由に動けても、不特定多数の人間に触れられることはストレスになる。 ・家畜化されたイエネコは夜行性ではなく、夜は休ませるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・規制をしてケージに閉じ込める時間が増えるとストレスが増える。 ・時間規制よりも設備や管理面での強化が必要。 ・そもそも猫カフェについては規制対象から除外すべき 等	<p data-bbox="874 488 1353 645">「成猫が休息場所に自由に移動できる状態での展示」については、成猫の生態等に鑑みると一定の配慮が必要。経過措置期間中にさらに検討を行う。</p> <p data-bbox="874 808 1353 880">猫カフェであっても夜間の展示については一定の規制が必要。</p>

(4) この結果をふまえ、平成24年5月21日に、

- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境省令第13号）
 - ・動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する告示の一部を改正する告示（環境省告示第83号）
- が公布され、平成24年6月1日に施行された。

2 経過措置期間中の状況

- (1) 猫カフェの実態調査（自治体へのアンケート）を実施（資料2）
- (2) 猫のストレス状態調査を実施（資料3）
- (3) 業界団体の取組状況についてヒアリング（資料4）

3 対応（案）

2の経過措置期間中の状況等を踏まえ、当該経過措置終了後、本年6月から、引き続き2年間の経過措置を置く（引き続き22時～8時の夜間展示規制）とともに、その間、猫カフェの実態調査（ストレス状況調査を含む。）及び猫カフェ業界の自主的な取組状況、猫の行動学的知見を踏まえ、規制のあり方を検討することとしてはどうか。

4 今後のスケジュール（案）

本部会の検討結果を踏まえ、

- ・4月上旬～5月上旬 パブリックコメント（1ヶ月）を実施
- ・5月31日までに環境省令等公布・施行